

ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱

平成 20 年 8 月 19 日
ひたちなか市告示第 146 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、ひたちなか市財務規則(平成 6 年規則第 41 号)、ひたちなか市建設工事等契約事務手続要綱(平成 6 年告示第 10 号)及びひたちなか市一般競争入札実施要綱(平成 7 年告示第 61 号)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(型式)

第 2 条 総合評価落札方式の型式は、次のとおりとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で比較的小規模な工事において、同種工事の施工実績等の定量化された評価項目と価格を総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の确实性を確保するため、定量化された評価項目と併せ、簡易な施工計画等に基づき、技術的要素と価格を総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、市が求める工事内容を実現するため、定量化された評価項目及び簡易な施工計画等と併せ、安全対策、交通及び環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術的要素と価格を総合的に評価するもの

(対象工事)

第 3 条 総合評価落札方式による入札の対象となる工事は、品質の確保と効率的かつ経済的な社会資本整備の観点から、原則として設計金額が 2,000 万円以上の工事であって、入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の技術的要素と価格を一体として評価することが妥当であると認められるものとする。

(評価の方法)

第 4 条 総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加者が提出した評価資料に基づき算出した得点の合計点(以下「評価点」という。)と標準点(100点)の合計点(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)を比較する除算方式とし、次に掲げる算式によるものとする。

(1) 技術評価点 = 評価点 + 標準点(100点)

(2) 評価値 = 技術評価点 / 入札価格

(学識経験者の意見聴取)

第 5 条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 2 人以上の学識

経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札の適否及び落札者決定基準の決定）

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札の適否及び落札者決定基準については、前条の規定による意見聴取の結果及びひたちなか市建設工事等業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審議結果を踏まえて決定するものとする。

（評価資料等の提出）

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる資料（特別簡易型による入札の場合は、第4号の資料を除く。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 評価点算定資料提出書（様式第1号）
 - (2) 同種工事施工実績評価資料（様式第2号）
 - (3) 配置予定技術者の同種工事施工実績評価資料（様式第3号）
 - (4) 施工計画（様式第4号）
 - (5) 地域活動実績評価資料（様式第5号）
- 2 前項各号に規定する評価資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（入札の公告）

第8条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による工事である旨及び型式
- (2) 評価の方法及び落札者決定基準
- (3) 入札書及び評価資料の提出等
- (4) その他市長が必要と認める事項

（落札候補者の決定）

第9条 市長は、総合評価落札方式による入札価格が予定価格の範囲内の入札参加者のうち、評価値が最も高い者を第1順位者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより第1順位者を決定するものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。
- 3 市長は、第1項の第1順位者から別に定める入札参加資格確認書類の提出を求め、直ちに当該第1順位者の入札参加資格の審査を行うものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより落札候補者を決定するものとする。
 - (1) 当該第1順位者に入札参加資格があると認めるとき 当該第1順位者を落札候補者として決定する。

(2) 当該第1順位者に入札参加資格がないと認めるとき 当該第1順位者の行った入札を無効とし、当該第1順位者の次順位者から順次審査を行い、入札参加資格があると認められる第1項の入札参加者が確認されたとき、当該入札参加者を落札候補者として決定する。

5 前項の落札候補者の入札価格がひたちなか市低入札価格取扱要綱（平成11年訓令第13号。以下「低入札価格要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格を下回ったときは、低入札価格要綱第4条に規定する低入札価格調査制度を適用する。

（落札者の決定）

第10条 市長は、前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者が総合評価落札方式による価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者であるかを審査し、第5条第2項の規定に該当するときは、学識経験者の意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の審査結果及び意見聴取並びに審査会の審議結果を踏まえて、落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第11条 市長は、落札者を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第5号）により、総務部管財課に掲示する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する等の方法で当該入札結果を公表するものとする。

（資料等の非公開）

第12条 市長は、この要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（苦情申立て等）

第13条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の決定をした日から起算して7日以内に、市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申し立てることができるものとする。

2 市長は、前項の申立てがあった場合は、申立ての最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。